



平成 27 年 12 月 14 日

各 位

会社名 セーラー万年筆株式会社  
代表者名 代表取締役社長 比佐 泰  
(コード番号 7992 東証 第二部)  
問合せ先 管理部総務担当次長 美川純一郎  
(TEL 03-3846-2651)

### 代表取締役の異動の経緯に関するご説明

2015 年 12 月 13 日付の新聞紙上におきまして、当社代表取締役の異動に当たり、前代表取締役の中島氏は「社長解職の決議は無効で、速やかに法的措置を講じる」としている旨の報道がありました。この報道を受け、今回の代表取締役の異動の経緯につきまして、ご説明させていただきます。

1 年ほど前の当社の社内取締役会におきまして、中島氏以外の当時の社内取締役 4 名は、代表取締役社長であった中島氏に対し、以下の 3 点を要請しました。

1. 私的な活動を控え、会社の業務に専念すること
2. 知人が仲介してくる仕入商品を当社に持ち込まないこと
3. 当社の得意先回りをすること

当時、中島氏は、当社の業績がはかばかしくないにもかかわらず、講演等の私的活動に時間を割くことが多く、もっと本業に身を入れていただきたいとの要請でした。また、中島氏の知人が仲介してくる、本業とあまり関わりのない新規事業を数多く手がけるものの、成功したものがないことから、こちらも考え直していただきたいとの要請を行いました。

しかし、その後 1 年が経過し、中島氏に改善は見られないため、平成 27 年 12 月 11 日の社内取締役会において、社内取締役 4 名より、中島氏に対し、会社の発展のため代表取締役を辞職することを要請しました。これに対し、中島氏は、代表取締役の辞職を拒否したため、社内取締役会において、翌 12 日に開催が決定されている定時取締役会において中島氏の代表取締役の解職を行うことを決定しました。

これを受け、中島氏は、12 月 12 日の定時取締役会の当日朝、定時取締役会の開始時刻の 30 分前に、定時取締役会の延期を要請する旨を告げ、定時取締役会を欠席しました。

当社としては、すでに開催が決定され、前日の社内取締役会でも開催が確認されている定時取締役会の開始 30 分前になされた中島氏からの延期の要請を認めることはできないため、予定通り定時取締役会を開催することとし、開催された定時取締役会において、中島氏の代表取締役社長の解職と比佐氏の代表取締役社長への就任を決議しました。

当社の取締役会は、代表取締役を含めた社内取締役 5 名、社外取締役 1 名の計 6 名で構成されています。当日は、中島氏と社外取締役が欠席しましたが、6 名の取締役のうち 4 名が出席し、出席取締役 4 名全員が中島氏の代表取締役の解職議案に賛成したため、定足数、賛成数ともに充足しております。

なお、当社の定時取締役会の開催については、毎年、株主総会（3 月末）終了時の取締役会において 4 月から翌年 3 月までの定時取締役会の開催日時を決議しており、今回の定時取締役会の開催もそのスケジュールに従ったものです。

当社としては、今回の中島氏の代表取締役社長の解職決議の手續に瑕疵がないことを弁護士にも確認済みであり、解職決議は有効であると確信しております。なお、万一、中島氏の主張通り手續に何らかの瑕疵があったとしても、6 名の取締役のうち 4 名が中島氏の解職に賛成しており、中島氏が解職の決議の無効を求めて法的措置を講じても結論は変わらないものと考えております。

以上